

津 市 公 報	第 4 4 3 号 令和 6 年 6 月 5 日
目 次	
津市規則	
津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	
津市建設発生土処分場受入規則	
津市訓令	
津市地域支援員設置規程を廃止する訓令	
津市告示	
運動施設使用料の徴収事務の委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
公示送達	
市営駐車場回数駐車券及びアスト駐車場の定期駐車券の駐車料金の徴収事務の委託	
お城東駐車場の駐車料金の徴収事務の委託	
フェニックス通り駐車場の駐車料金の徴収事務の委託	
アスト駐車場の駐車料金の徴収事務の委託	
久居駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務の委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
津市刊行物「津市民文化」販売代金の徴収事務の委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定	
認可地縁団体の告示事項の変更	
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定	
津市公告	
開発行為に係る工事の完了	
開発行為に係る工事の完了	

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）旧機械室の貸付けに係る条件付一般競争入札の執行
地域計画案の縦覧
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
負傷動物の収容
犬の抑留
負傷動物の収容

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る賦課対象区域の決定
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿の登録日の変更

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 0 号

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 6 級の部 3 の項中「、地域支援員」を削り、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 5 級の部 1 の項中「地域支援員、」を削る。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 の 3 級の項及び 4 級の項を次のように改める。

3 級	1 出張所長その他の出先機関の長の職務 2 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 3 主任（保育士又は保育教諭に限る。）の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級	1 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 2 消防署副分署長の職務 3 副主幹の職務

別表第 1 の 3 級の項及び 4 級の項を次のように改める。

3 級	1 出張所長その他の出先機関の長の職務 2 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究
-----	---

	主事の職務 3 主任（保育士又は保育教諭に限る。）の職務
4 級	1 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出 先機関の長の職務 2 消防署副分署長の職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市建設発生土処分場受入規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 1 号

津市建設発生土処分場受入規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の区域内で行う公共工事（以下「公共工事」という。）において発生する建設発生土（以下「建設発生土」という。）の適正な処理を図るために設置する津市建設発生土処分場（以下「処分場」という。）における建設発生土の受入に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市河芸町上野建設発生土処分場
- (2) 位置 津市河芸町上野 5 6 4 番地外

(受入時間)

第 3 条 処分場における建設発生土の受入時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が処分場の管理上特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第 4 条 処分場の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が処分場の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 8 月 1 3 日から同月 1 6 日まで及び 1 2 月 2 5 日から翌年の 1 月 7 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(搬入する建設発生土)

第 5 条 処分場に搬入する建設発生土は、別に定める基準に適合したものに限る。

2 前項の建設発生土にあつては、処分場を搬入先と指定することに関し、あらかじめ、公共工事を行う発注者（以下「発注者」という。）と市長の間で

協議が成立したものでなければならない。

（建設発生土を搬入する者）

第6条 処分場に建設発生土を搬入する者は、発注者と公共工事に係る請負契約を締結している者（以下「受注者」という。）及び受注者が指定する者とする。

（搬入の承認申請）

第7条 受注者は、建設発生土搬入承認申請書（第1号様式）を、処分場へ建設発生土を搬入する日の7日前までに提出しなければならない。申請内容を変更するときも、また同様とする。

2 前項の申請は、受注者が作成する搬入計画書に基づき行うものとする。

（搬入承認書の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定による提出に係る書類の審査により、建設発生土の搬入を承認すべきものと認めるときは、受注者に建設発生土搬入承認書（第2号様式）及び建設発生土処分場搬入車両標（第3号様式）を交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事前協議）

第9条 受注者は、第7条第1項の規定による提出の前に、建設発生土の搬入に関し別に定める基準に適合するか否かについて、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、建設発生土搬入事前協議申請書（第4号様式）の該当欄に発注者による証明を受けた上で、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 公共工事に係る請負契約書の写し
- (2) 公共工事箇所を示す位置図
- (3) 搬入土量が記載された設計計算書の写し
- (4) 搬入経路を示す書類
- (5) 搬入工程及び一日当たりの搬入予定台数を記載した搬入計画書
- (6) 搬入に使用する車両の一覧表及び車検証の写し
- (7) 第一種、第二種又は第三種建設発生土であることを証する書類
- (8) 受注者が指定する者が搬入する場合にあっては、受注者との契約書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、建設発生土搬入事前協議回答書（第5号様式）を当該協議をした者に交付するものとする。

（搬入完了の届出）

第10条 第8条の規定による承認を受けた者（以下「搬入者」という。）は、申請したすべての建設発生土の搬入が完了したときは、建設発生土搬入完了届（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第11条 市長は、搬入者又は搬入者が指定する者（以下「搬入事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、建設発生土の搬入の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により搬入の承認を受けたとき。
- (2) 搬入の承認内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は指示に従わなかったとき。
- (3) その他この規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、書面により通知しなければならない。

（遵守事項）

第12条 搬入者及び搬入事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 搬入車両の最大積載量を超えて建設発生土を積載しないこと。
- (3) 受入時間外に、周辺道路等で搬入車両を待機させないこと。
- (4) 一般交通及び周辺住民の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 受付時に建設発生土処分場搬入車両標を提示すること。
- (6) 処分場内の指定場所以外の場所に建設発生土を搬入しないこと。
- (7) 処分場内の施設を損傷しないように十分注意すること。
- (8) 処分場内の車両走行は徐行すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、処分場の係員の指示に従うこと。

（原状回復義務等）

第13条 搬入者及び搬入事業者は、第5条に規定する建設発生土以外のものを搬入したときは、市長の指示に従い、当該建設発生土以外のものを撤去しなければならない。

2 搬入者及び搬入事業者は、処分場内の施設を損傷したときは、市長の指示に従い、当該施設を原状に回復し、又は市長の定める額を賠償しなければならない。

らない。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

津市訓令第 10 号

庁中一般

出先機関

津市地域支援員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域支援員設置規程を廃止する訓令

津市地域支援員設置規程（平成 22 年津市訓令第 2 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 43 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 75 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 5 久居総合支所の表地域振興課の部中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 64 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 5 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 74 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

津市告示第 1 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ジャパンスポーツ運営

(2) 住所又は事務所の所在地

津市西古河町 4 番 1 2 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

運動施設使用料の一部

久居中央スポーツ公園内プール及び香良洲プール使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 5 月 1 0 日

4 委託した日

令和 6 年 5 月 1 0 日

5 委託期間

令和 6 年 5 月 1 0 日から同年 9 月 3 0 日まで

津市告示第 1 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年津市告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

つつじが丘自治会

三重県津市洪見町 7 7 0 番地 1 4 1

代表者 省略

2 変更に係る事項

(1) 区域

(変更前)

町 名	小 字	地 番
洪見町	若林	3 0 8 番地 4、3 0 8 番地 8、3 3 0 番地 1 ～全部、3 5 7 番地 5
	城	5 8 8 番地 1 ～ 7
	丸岡	6 3 0 番地 1 ～ 1 4 2、6 3 0 番地 1 5 3、6 3 0 番地 1 5 4
	小谷	6 9 3 番地 4 ～ 7、6 9 5 番地 3、6 9 5 番地 5、6 9 5 番地 6、7 0 0 番地 4 ～ 6 8
	焼尾	7 2 2 番地 1 ～ 3、7 2 2 番地 6 ～ 6 3、7 2 2 番地 7 2 ～ 8 6
	西焼尾	7 6 6 番地 1 ～ 3
	北浦	7 6 8 番地 2 ～ 1 1、7 7 0 番地 1、7 7 0 番地 2、7 7 0 番地 4 ～ 8 2、7 7 0 番地 8 4 ～ 1 4 1、7 7 0 番地 1 4 3 ～ 1 5 7、7 7 0 番地 1 5 9、7 7 0 番地 1 6 1、7 7 0 番地 1 6 3、7 7 0 番地 1 6 5、

渋見町	北浦	770番地167、770番地169、770番地171～175、770番地181～185、786番地2～4、786番地7～13
	峠	787番地1、787番地21～46、787番地48～87、787番地89～91
長岡町	君ヶ口	728番地2～17、747番地4、747番地6、748番地1～16、750番地、750番地1、750番地2、750番地7、750番地9～44、750番地46～55、750番地57～61、750番地65～76、750番地78～80、750番地82、751番地1、768番地、783番地1、783番地2、785番地1、788番地2、799番地6
	東高野尾	842番地51～57、842番地70、842番地73～82、842番地91～99、842番地102、842番地120、842番地138
観音寺町	焼尾	790番地1、790番地9～18

(変更後)

町 名	小 字	地 番
渋見町	若林	308番1から308番5まで、308番8、327番1から327番10まで、330番1から330番62まで、330番64から330番69まで、330番71から330番92まで、330番103から330番151まで、330番153から330番155まで、330番159、357番1、357番2、357番5
	城	588番1から588番7まで
	丸岡	630番1から630番143まで、630番146から630番154まで

渋見町	小谷	6 9 3 番 1 から 6 9 3 番 7 まで、6 9 5 番 2 から 6 9 5 番 6 まで、7 0 0 番 1、7 0 0 番 4 から 7 0 0 番 6 8 まで
	焼尾	7 2 2 番 1 から 7 2 2 番 4 まで、7 2 2 番 6 から 7 2 2 番 6 3 まで、7 2 2 番 7 2 から 7 2 2 番 9 6 まで
	西焼尾	7 4 9 番 2 6 から 7 4 9 番 4 1 まで、7 6 6 番 1 から 7 6 6 番 3 まで
	北浦	7 6 8 番 2 から 7 6 8 番 1 1 まで、7 7 0 番 1 から 7 7 0 番 8 2 まで、7 7 0 番 8 4 から 7 7 0 番 1 4 1 まで、7 7 0 番 1 4 3 から 7 7 0 番 1 5 7 まで、7 7 0 番 1 5 9、7 7 0 番 1 6 1、7 7 0 番 1 6 3、7 7 0 番 1 6 5、7 7 0 番 1 6 7、7 7 0 番 1 6 9、7 7 0 番 1 7 1 から 7 7 0 番 1 8 5 まで、7 8 6 番 2、7 8 6 番 4 から 7 8 6 番 1 3 まで
	峠	7 8 7 番 1、7 8 7 番 2 0 から 7 8 7 番 2 3 まで、7 8 7 番 2 5 から 7 8 7 番 4 6 まで、7 8 7 番 4 8 から 7 8 7 番 8 7 まで、7 8 7 番 8 9 から 7 8 7 番 9 5 まで
長岡町	君ヶ口	7 2 8 番 2 から 7 2 8 番 1 7 まで、7 4 7 番 4、7 4 7 番 6、7 4 8 番 1 から 7 4 8 番 1 7 まで、7 5 0 番 2、7 5 0 番 4、7 5 0 番 6、7 5 0 番 7、7 5 0 番 9 から 7 5 0 番 5 5 まで、7 5 0 番地 5 7 から 7 5 0 番 6 1 まで、7 5 0 番地 6 5 から 7 5 0 番 7 4 まで、7 5 0 番 7 7 から 7 5 0 番 8 2 まで、7 5 0 番 8 7 から 7 5 0 番 9 3 まで、7 8 8 番 2、7 9 9 番 6
	東高野尾	8 4 2 番 5 1 から 8 4 2 番 5 7 まで、8 4 2 番 7 0、8 4 2 番 7 3 から 8 4 2 番 8 6 まで、8 4 2 番 9 0 から 8 4 2 番 9 9 まで、8 4 2 番 1 0 2 から 8 4 2 番 1 2 0 まで、8 4 2 番 1 3 8

観音寺町	焼尾	790番1、790番3から790番7まで、 790番地9から790番18まで、791番 1
------	----	---

(2) 規約に定める解散の事由

(変更前)

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

(変更後)

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域及び規約の変更が、令和6年4月21日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社 はぎわら
- 2 事業所の名称
ケアサポート すいみー
- 3 事業所の所在地
津市白山町二本木 1 0 0 1 番地 4 3 3
- 4 廃止年月日
令和 6 年 5 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 1 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

新家町自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 6 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

常垣内自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 9 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

産品自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

下記の者の後期高齢者医療保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和6年5月22日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	令和５年度後期高齢者 医療保険料督促状６期 から９期まで

津市告示第 1 7 1 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

津駅前都市開発株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市羽所町 7 0 0 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

市営駐車場回数駐車券及びアスト駐車場の定期駐車券の駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 3 月 2 8 日

4 委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 2 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき
指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したの
で、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定によ
り告示する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社まちづくり津夢時風

(2) 住所又は事務所の所在地

津市丸之内 2 9 番 1 4 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

お城東駐車場の駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 4 月 9 日

4 委託した日

令和 6 年 4 月 2 6 日

5 委託期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 3 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社リオ・ホテルズ北海道 ホテル津センターパレス

(2) 住所又は事務所の所在地

津市大門 7 番 1 5 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

フェニックス通り駐車場の駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 4 月 2 6 日

4 委託した日

令和 6 年 4 月 2 6 日

5 委託期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 4 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき
指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したの
で、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定によ
り告示する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

三菱プレシジョン株式会社中部支社

(2) 住所又は事務所の所在地

名古屋市中区丸の内三丁目 2 1 番 3 1 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

アスト駐車場の駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 4 月 9 日

4 委託した日

令和 6 年 4 月 2 6 日

5 委託期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 5 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

アマノマネジメントサービス株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番 2 2 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

久居駅東口駐車場の駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 4 月 9 日

4 委託した日

令和 6 年 4 月 1 9 日

5 委託期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年河芸町告示第 1 3 4 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

新上野自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

名称

豊が丘地区自治会連合会

津市告示第 1 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

豊里第二団地自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 1 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

津グリーンビレッジ雲出自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年津市告示第 363 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

津南台自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 1 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

白塚団地第 2 自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 1 5 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

掛之脇自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、津市刊行物「津市民文化」の販売代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称	(2) 住所又は事務所の所在地
有限会社金青堂書店	津市久居本町 1 4 9 4 番地
三和書店 今橋 和夫	津市一身田町 7 6 5 番地
株式会社別所書店 (修成店及び津駅店)	津市本町 3 2 番 3 5 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市刊行物「津市民文化」の販売代金（物品売払収入）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 5 月 2 0 日

4 委託した日

令和 6 年 5 月 2 1 日

5 履行期間

令和 6 年 6 月 3 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 10 年津市告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

小舟自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

上太郎生地区自治会連合会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 186 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 太陽
- 2 事業所の名称
デイサービス太陽 2
- 3 事業所の所在地
津市白塚町 2430 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 4 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

虹が丘連合自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 8 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人豊津児童福祉会
- 2 事業所の名称
相談支援事業所オリーブ T E R R A C E
- 3 事業所の所在地
津市河芸町中別保 1 6 5 6 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 5 指定事業の種類
障害児相談支援
- 6 事業所番号
障害児相談支援事業所 2 4 7 0 5 0 0 8 3 2

津市公告第 7 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 5 月 1 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字新町 1 8 7 9 番 1 ほか 1 0 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市幸町 2 7 番 3 5 号
株式会社 地球屋
代表取締役 大畠 広誉

津市公告第 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 5 月 1 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居東鷹跡町 3 0 1 番 1 1 ほか 6 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町 2 8 3 番地 1
創和不動産株式会社
代表取締役 世古 政弘

津市公告第 7 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）旧機械室の貸付け

(2) 貸付けの概要

施設の有効利用及び本市の自主財源の確保を図るため、津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）の旧機械室の一部について借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借を行います。

(3) 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。

ア	所在地	津市島崎町143番地6 津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）1階
イ	貸付区画	旧機械室の一部
ウ	貸付面積	30.6㎡

(4) 貸付期間 令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間

(5) その他貸付けに関する事項

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）旧機械室の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和6年5月20日（月）から6月5日（水）までの間（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に限ります。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び実施要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎7階商業振興労政課窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年7月4日（木）午前10時

(2) 場所 津市役所本庁舎71会議室（7階）

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札価格の100分の10以上

ただし、津市契約規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

5 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者
- (11) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (12) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (13) 日本語が理解できない者

(14) 日本国内に住所及び連絡先がない者

6 入札参加資格の審査結果

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者としてします。

7 予定価格（最低入札価格）

2 4 4, 5 7 2 円（年額・税抜）

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書のコル額ハ、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

(4) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入

札金額」といいます。)をもって入札を行った1者とします。

(5) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和6年6月17日（月）から7月1日（月）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びキに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書）

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書）

オ 市町村税完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の納税証明書又は非課税証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分）

（ア） 市町村民税

（イ） 固定資産税・都市計画税

（ウ） 軽自動車税

カ 事業計画書（貸付物件の予定用途のほか、貸付物件の改修や設備等の

設置を希望する場合はその概要や図面等、本市の施設を反復継続して使用した実績がある場合はその履歴等を記載。様式の指定はありません。)

キ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあつては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあつては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

(3) 提出方法

津市役所本庁舎 7 階商業振興労政課窓口に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所商業振興労政課窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 1 0 日（月）正午

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 6 月 1 4 日（金）から同月 2 1 日（金）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎 7 階商業振興労政課窓口において回答書を配布することにより行います。

12 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和 6 年 7 月 1 1 日（木）までに定期建物賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 連帯保証人の免除又は徴取

借受人が貸付期間の賃料を指定期日までに全額納付する場合、借受人に十分な資力、信用等を有する場合（本市の施設における過去の使用実績において使用料の支払遅延その他の債務不履行が無いなど）、その他市長がその必要が無いと認める場合を除き、借受人に連帯して賃料等に係る債務を負う連帯保証人が必要です。なお、保証債務極度額については、賃料、原状回復費等を勘案して定めます。

(3) 提出書類

次に掲げる書類等を令和 6 年 7 月 1 1 日（木）午後 5 時 1 5 分までに本市に提出してください。

ア 契約締結に係る書類

本市から2部（連帯保証人を徴する場合は3部）送付しますので、それぞれに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者（連帯保証人を徴取する場合は、もう1部を連帯保証人）へ返送します。なお、契約締結までに対面での事前説明を本市から受ける必要がありますのでご注意ください。

イ 連帯保証に係る書類（連帯保証人を徴する場合）

連帯保証人の適格性を担保するため、連帯保証人の所得又は財務状況を証明する書類の提出を求めています。

【問い合わせ先】

商工観光部商業振興労政課企画管理・労政担当

電話番号 059-229-3114

津市公告第 7 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を定めますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 6 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 6 年 5 月 2 7 日から令和 6 年 6 月 1 0 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 7 6 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

506052701

公 告 日	令和6年5月27日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和6年度営一地第1－24号 旧津市矢頭中宮キャンプ場解体工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 一志町波瀬		地内			
業 務 概 要	解体 ログハウス1 木造平家建 延面積147m2 ログハウス2 木造平家建 延面積86m2		便所 木造平家建 延面積23m2 炊事棟、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式			
期 間	契約締結の日から 令和6年11月5日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士、二級建築士又は木造建築士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月7日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年5月30日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和6年6月4日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和6年6月7日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月12日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,343,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

506052702

公 告 日	令和6年5月27日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和6年度営生学第1－25号 津市南郊公民館新築工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 高茶屋三丁目		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 24m					
期 間	契約締結の日から 令和6年9月17日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が5億円以上であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月7日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年5月30日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和6年6月4日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和6年6月7日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月12日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	5,457,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

506052703

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整街補第2号 半田久居線及び雲出野田線地盤改良工事				
工 事 場 所	津市 半田		地内		
工 事 概 要	路床安定処理工 618m ² 固結工 8,254m ³ 表層 122m ²				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月28日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	125,745,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和5年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

506052704

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和6年度建整街補第3号 雲出野田線道路改良工事			
工 事 場 所	津市 半田		地内	
工 事 概 要	場所打函渠工 699m3 プレキャストカルバート工 一式 側溝工 51m 集水桝・マンホール工 3箇所 排水工 35m			
工 期	契約締結の日から 令和7年3月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前9時30分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	102,104,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。</u> ・<u>建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> ・格付要件については、「令和5年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

506052705

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和５年度建整道維補第４号 香良洲町地内道路改修工事（その２）				
工 事 場 所	津市 香良洲町		地内		
工 事 概 要	側溝工 893m 集水桝・マンホール工 35箇所 下層路盤 4, 394m2 上層路盤 4, 390m2 表層 5, 435m2				
工 期	契約締結の日から		令和7年2月10日	まで	
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	Ａ１・Ａ２			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和6年6月14日	まで
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日		午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和6年6月10日		ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年6月14日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	65,248,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ <u>格付要件については、「令和５年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506052706

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整道新補第1号 一身田町長岡線道路改良工事				
工 事 場 所	津市 一身田町及び一身田大古曽		地内		
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 4m 側溝工 6m 集水桝・マンホール工 2箇所 表層 608m ²				
工 期	契約締結の日から 令和6年10月18日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	10,118,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> ・<u>格付要件については、「令和5年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506052707

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和6年度南道新第1号 上多気奥立川旧道線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 美杉町上多気		地内		
工 事 概 要	基層 3, 160m2 表層 3, 160m2				
工 期	契約締結の日から 令和7年1月20日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後 5 時 まで （指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前11時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	開札後に公表（ただし、落札候補者がいない場合を除く）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</u> ・<u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> ・<u>本件は予定価格を事後公表（開札後に公表）する試行案件です。</u> ・<u>格付要件については、「令和5年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506052708

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和５年度北道維補第４号 大里窪田睦合町線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市　大里窪田町		地内		
工 事 概 要	切削オーバーレイ工　1,730m2				
工　　　期	契約締結の日から 令和6年10月21日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　　　　令和6年6月14日　　　　　まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年6月10日　　　　　ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）　　F A X　059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便（株）津中央郵便局　留　津市役所　調達契約課　宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午前11時30分 津市役所（本庁舎）7階　入札室				
予 定 価 格	22,000,000 円　（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>格付要件については、「令和５年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506052709

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和6年度営生学補第13号 白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う旧白塚幼稚園改修工事			
工 事 場 所	津市 白塚町		地内	
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和6年11月11日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	15,846,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>本件は週休2日モデル工事(発注者指定型) 試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> <u>週休2日モデル工事に係る経費の計上方法に注意してください。</u> ・<u>格付要件については、「令和5年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

506052710

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和6年度営財管第2－5号 津市本庁舎屋上庭園排煙窓取替修繕				
工 事 場 所	津市 西丸之内		地内		
工 事 概 要	排煙窓取替修繕 排煙窓 5か所 ※上記に係る建具修繕 一式				
工 期	契約締結の日から 令和6年11月29日 まで				
発 注 業 種	建具				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を1,000万円以上有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年6月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年6月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年6月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年6月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年6月19日 午後1時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	11,977,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市公告第 7 7 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 6 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 6 年 5 月 2 3 日	津市美杉町竹原	猫（雑種）	茶トラ	不明	小	子猫	

2 収容期間 令和 6 年 5 月 2 8 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 7 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市芸濃町棕本	雑種	茶	オス	中	成犬	迷彩柄の 胴輪

2 抑留日 令和 6 年 5 月 2 4 日

3 抑留期間 令和 6 年 6 月 3 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 7 9 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 6 年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 6 年 5 月 2 9 日	津市栗真 町屋町	猫（雑種）	黒	メス	中	成猫	

2 収容期間 令和 6 年 6 月 3 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業告示第 7 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社紀平建装	津市安濃町草生 2 1 5 番地 1	令和 6 年 3 月 2 5 日から令 和 1 1 年 3 月 2 4 日まで
合同会社松田設備	鈴鹿市長太新町四丁目 2 番 地 2 0	令和 6 年 4 月 1 5 日から令 和 1 1 年 4 月 1 4 日まで

津市上下水道事業公告第 16 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 6 年度に負担金及び分担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

令和 6 年 5 月 24 日

津市上下水道事業管理者 松下 浩己

負担金及び分担金を賦課する区域

負担区名	賦課面積 (㎡)	所在	賦課面積 (㎡)
津第 3—1 処理分区第 1 負担区	1,508.08	高茶屋小森町	1,508.08
津第 3—3 処理分区第 1 負担区	6,904.36	高茶屋小森町	6,904.36
津第 4 処理分区第 1 負担区	423.09	城山二丁目	423.09
津第 5 処理分区第 2 負担区	279.28	三重町津興	279.28
津第 5 処理分区第 3 負担区	1,626.24	幸町	1,172.60
		藤方	453.64
津第 5 処理分区第 4 負担区	3,252.01	博多町	1,271.71
		垂水	1,635.79
		藤方	344.51
津北部第 1 処理分区第 1 負担区	1,879.84	白塚町	1,879.84
津北部第 2 処理分区第 1 負担区	12,872.27	白塚町	12,872.27
津北部第 3—1 処理分区第 1 負担区	13,713.00	白塚町	13,713.00
津北部第 3—2 処理分区第 1 負担区	13,131.71	白塚町	13,131.71
津北部第 7 処理分区第 1	1,717.20	河辺町	1,717.20

負担区			
津北部第 13 处理分区第 1 負担区	19,217.40	羽所町	13,347.56
		栄町二丁目	5,869.84
津北部第 13 处理分区第 2 負担区	9,392.25	栄町一丁目	9,392.25
津北部第 14 处理分区第 1 負担区	14,063.01	広明町	2,159.94
		大谷町	11,903.07
津北部第 14 处理分区第 2 負担区	77,411.71	広明町	12,238.10
		大谷町	49,404.44
		上浜町六丁目	15,769.17
津北部第 15—1 处理分区第 1 負担区	29,398.67	観音寺町	29,398.67
津北部第 16 处理分区第 1 負担区	3,329.66	鳥居町	1,417.14
		広明町	1,912.52
津北部第 17—1 处理分区第 1 負担区	32,443.30	渋見町	32,443.30
津北部第 17—2 处理分区第 1 負担区	1,717.20	長岡町	1,717.20
中別保第 2 处理分区第 1 負担区	11,815.07	河芸町上野	11,815.07
千里ヶ丘处理分区第 1 負担区	1,759.41	河芸町西千里	1,759.41
一志第 3—3 处理分区第 1 分担区	715.24	一志町井関	715.24
一志第 4—1 处理分区第 1 分担区	5,969.45	一志町新沢田	5,288.30
		一志町小山	681.15
芸濃町棕本处理区	1,905.44	芸濃町棕本	1,905.44
一志町 3—1 处理分区負担区	12,178.39	一志町庄村	157.84
		一志町日置	10,245.21
		一志町高野	1,775.34

津市上下水道事業公告第 17 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 27 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	一志事業所	
工 事 名	令和6年度水一水施第1号 白山真見二俣ポンプ場及び白山八対野ポンプ場送水ポンプ等更新工事				
工事場所	津市 白山町真見及び白山町八対野		地内		
工事概要	送水ポンプ等更新工事 多段渦巻ポンプ(口径80mm×11kW) 2台 多段渦巻ポンプ(口径40mm×11kW) 2台 立型多段ポンプ(口径80mm×11kW) 2台				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月28日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径65mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年6月10日		まで	
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和6年5月30日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年6月5日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） F A X059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和6年6月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和6年6月13日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	40,439,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年5月27日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和6年度水施第5号 高茶屋浄水場及び三雲浄水場場内機械設備等更新工事				
工事場所	津市 高茶屋小森町及び松阪市甚目町 地内				
工事概要	機械設備等更新工事 一式 サイクロ減速機(電動機含む)更新 2台 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ更新 3台 電動仕切弁(150A×0.4kW) 2台 苛性ソーダ注入ポンプ更新 3台				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月14日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径100mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年6月10日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和6年5月30日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和6年6月5日 ホームページにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和6年6月10日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和6年6月13日 午前9時10分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	27,819,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月23日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和6年5月30日（木） 午後3時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和6年度津市学校運営協議会委員の任命の承認について
- (2) 工事請負契約について（津市立育生小学校長寿命化改修工事）
- (3) 工事請負契約について（津市立白山中学校長寿命化改修工事）
- (4) 工事請負契約について（津市立片田小学校長寿命化改修工事）
- (5) 工事請負契約について（津市立橋北中学校長寿命化改修工事）
- (6) 工事請負契約について（津市立明合小学校長寿命化改修工事）
- (7) 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- (8) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて
- (9) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について
- (10) 令和6年度津市学校運営協議会委員の任命について
- (11) 津市教育支援委員会委員の委嘱等について
- (12) 津市立の南立誠幼稚園及び藤水幼稚園における3歳児保育の実施について
- (13) 津市教育委員会の点検及び評価について
- (14) 公益財団法人津市社会教育振興会の経営状況報告について
- (15) 第1回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について

津市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項及び同法施行令第14条の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更した。

令和6年5月24日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

定時登録日

変更前 令和6年6月1日

変更後 令和6年6月3日

変更前 令和6年9月1日

変更後 令和6年9月2日

変更前 令和6年12月1日

変更後 令和6年12月2日